

(写)

長門市告示第 24 号

令和 2 年 3 月長門市議会定例会招集告示（令和 2 年長門市告示第 11 号）の付議事件に次のとおり追加する。

令和 2 年 3 月 13 日

長門市長 江 原 達 也

追加付議事件

議案

第 37 号 工事請負契約の一部を変更することについて（長門市光ファイバー網整備事業施設整備工事）

第 38 号 長門市副市長の選任について

報告

第 1 号 専決処分の報告について（自動車事故に係る損害賠償の額を定めることについて）

令和 2 年 3 月

長門市議会定例会

追 加 議 案

目 次

議案

第 37 号 工事請負契約の一部を変更することについて（長門市光ファイバー網
整備事業施設整備工事）

第 38 号 長門市副市長の選任について

報告

第 1 号 専決処分の報告について（自動車事故に係る損害賠償の額を定めること
について）

議案第 37 号

工事請負契約の一部を変更することについて（長門市光ファイバー網整備事業施設整備工事）

令和元年第 2 回長門市議会臨時会の議決を経て締結した長門市光ファイバー網整備事業施設整備工事の請負契約の一部を下記のとおり変更することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号及び長門市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年長門市条例第 56 号）第 2 条の規定により、市議会の議決を求める。

令和 2 年 3 月 23 日提出

長門市長 江 原 達 也

記

契約金額「659,890,000 円（うち消費税及び地方消費税の額 59,990,000 円）」を「544,250,300 円（うち消費税及び地方消費税の額 49,477,300 円）」とする。

議案第 38 号

長門市副市長の選任について

長門市副市長に下記の者を選任することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 162 条の規定により、市議会の同意を求める。

令和 2 年 3 月 23 日提出

長門市長 江 原 達 也

記

- 1 住所 XXXXXXXXXX
- 2 氏名 大谷恒雄
- 3 生年月日 XXXXXXXXXX

報告第 1 号

専決処分の報告について（自動車事故に係る損害賠償の額を定めることについて）

自動車事故に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、令和 2 年 2 月 14 日別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により市議会に報告する。

令和 2 年 3 月 23 日提出

長門市長 江 原 達 也

専決処分書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されている事項について、次のとおり専決処分する。

令和 2 年 2 月 14 日

長門市長 江 原 達 也

自動車事故に係る損害賠償の額を定めることについて
次のとおり損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の額 270,325 円
- 2 損害賠償の相手方
住所 XXXXXXXXXX
氏名 XXXXXXXXXX
- 3 発生の原因となる事実

令和 2 年 1 月 30 日午前 10 時 50 分頃、長門市役所駐車場付近の市道藤中下郷線において、公用車を後進させたところ、長門市役所駐車場に進入するため市道上で停車していた相手方車両の右前方部に接触し、相手方に物的損害を与えたもの